

## 騒音規制法の特定建設作業に係る規制基準

根拠法令(法第15条、昭和43年厚生省、建設省告示第1号、昭和52年山梨県告示第67号)

規制種別	区域の区分	規 制 基 準
音の基準	別表第1号区域 別表第2号区域	特定建設作の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時間に関する基準	別表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと。
	別表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと。
1日当たり作業時間に関する基準	別表第1号区域	10時間を超えて行わないこと(開始日に終了する場合を除く)
	別表第2号区域	14時間を超えて行わないこと(開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	別表第1号区域	連続して6日を超えないこと
	別表第2号区域	
日曜休日に関する基準	別表第1号区域	日曜休日に行わないこと
	別表第2号区域	
勧告・命令の内容	別表第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。
	別表第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる。

<区域の区分>

別 表 第 1 号 区 域	①特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
別 表 第 2 号 区 域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

### ※ 例外措置

災害その他の非常事態、人の命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

※ 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が、騒音の大きさの基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず作業時間の短縮を命ずることができる。

## 振動規制法の特定建設作業に係る規制基準

根拠法令(法第15条、規則第11条別表第1、昭和54年山梨県告示第101号)

規制種別	区域の区分	規 制 基 準
振動の基準	付表第1号区域 付表第2号区域	特定建設作の場所の敷地境界線で75デシベル以下
作業時刻に関する基準	付表第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと。
	付表第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと。
1日当たり作業時間に関する基準	付表第1号区域	10時間を超えて行わないこと(開始日に終了する場合を除く)
	付表第2号区域	14時間を超えて行わないこと(開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	別表第1号区域 別表第2号区域	日曜休日に行わないこと

### <区域の区分>

付 表 第 1 号 区 域	①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ②規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
付 表 第 2 号 区 域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

### ※ 例外措置

災害その他の非常事態、人の命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

## 山梨県生活環境の保全に関する条例の特定施設に係る規制基準 (騒音規制関係)

根拠法令(法第15条、昭和43年厚生省、建設省告示第1号、昭和52年山梨県告示第67号)

規制種別	区域の区分	規 制 基 準
騒音の基準	第1号区域	くい打ち機 85デシベル以下
	第2号区域	パワーショベル・バックホウ・コンクリートカッター 75デシベル以下
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生するものでないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生するものでないこと。
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間以内(開始日に終了する場合を除く)
	第2号区域	14時間以内(開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日の基準	第1号区域 第2号区域	日曜休日に行わないこと
勧告・命令の内容	第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。
	第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる。

※ 騒音の測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点

※ 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。

※ 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

※ 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が、騒音の大きさの基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず作業時間の短縮を命ずることができる。